

○朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（抜粋）

平成20年9月24日

条例第31号

（開発事業等の協議）

第12条 事業者は、工事に着手する前に、当該開発事業等の計画（以下「事業計画」という。）を記載した協議申請書（以下「協議申請書」という。）を市長に提出し、市長と協議して協議書（以下「協議書」という。）を締結しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議に当たっては、市の施策との整合を図るため、事業者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。
- 3 市長は、第1項の規定による協議に当たっては、第3章に規定する技術基準による公共施設の整備について、事業者に必要な負担を求めることができる。
- 4 事業者は、開発事業等に係る法令の規定による許可、認可、確認その他これらに相当する行為（規則で定めるものを除く。）の申請前に、協議書を締結するよう努めなければならない。

（事業計画の周知及び説明）

第13条 事業者は、協議申請書の提出後、事業計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該開発区域の見やすい場所に当該事業計画を表示した表示板（以下「事業計画表示板」という。）を設置するとともに、速やかに書面によりその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、直ちに当該届出及び事業計画を公開し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 事業者は、事業計画表示板を設置した後に、規則で定めるところにより、近隣住民に対して、当該事業計画について説明しなければならない。
- 4 事業者は、前項の規定により説明する事項について、周辺住民から説明を求められたときは、当該事項について説明しなければならない。
- 5 事業者は、事業計画について変更したときは、規則で定めるところにより、近隣住民に対し当該変更した事項について説明しなければならない。

6 協議申請書を市長に提出した事業者は、当該事業計画を廃止したときは、規則で定めるところにより、近隣住民に対しその旨を説明しなければならない。

(事業計画の説明の報告)

第14条 事業者は、規則で定めるところにより、前条第3項から第6項までの規定により行った説明の経過及び結果を記載した報告書（以下「報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

(工事に関する協定)

第16条 事業者等は、工事に着手する前に、工事の施工により影響を受ける者と工事に伴う作業時間、休日その他の事項について、協定を締結するよう努めるものとする。この場合において、事業者等は、協定を締結したときは、速やかに書面により市長に報告しなければならない。